

新型児童会館における多目的ホールの設置について

1 放課後の居場所整備について

➤ 市有建築物の配置基本方針の策定

- ・札幌市の公共施設のあり方に対する基本的な方向性や考え方を示すため、札幌市市有建築物の配置基本方針を策定（H26.12～）
- ・歩いて暮らせるまちづくりを目指し、小学校を中心に公共施設を複合化し、施設の多機能化や多世代交流を進めていくこととした。

➤ 新型児童会館への転換

- ・既存の児童会館やミニ児童会館は、方針に基づき小学校やまちづくりセンター等と複合化した児童会館として再整備（1小学校区1児童会館への転換）
- ・小学校と複合化した「一体型」の児童会館となることで、安全・安心な放課後の居場所としての機能が高まるとともに、学校・地域との更なる連携協力が可能となっている。

2 多目的ホールについて

➤ 多目的ホールの設置

- ・平成32年1月に小学校等と複合化する新型児童会館として供用開始する予定の東白石児童会館及び羊丘児童会館において、児童会館における体育室の代替施設として多目的ホールを設置することとしており、それ以降に整備する児童会館についても設置することとしている。
- ・多目的ホールについては、おおよそ150㎡の面積で天井高も2階分としているため、バドミントンやバスケットボールなどの運動が可能となっている。

➤ 多目的ホールの使用について

- ・多目的ホールについては児童会館の一部として設置するものの、児童等の使用を妨げない範囲において、複合化している地区会館利用者においても使用することができるものとして整理し、複合施設の多機能化や多世代交流の場として使用される見込みとなっている。

3 条例上の取り扱い

➤ 札幌市児童会館条例

- ・平成31年第1回定例市議会において、札幌市児童会館条例第6条第3項の新設について上程し可決されたところ。

第6条 会館は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 児童及び児童に同伴する保護者が使用する場合
- (2) 児童を対象とする行事等に使用する場合
- (3) 児童の健全育成に関する地域住民等の会議等に使用する場合
- (4) その他市長が会館の設置目的に適合するものと認める場合

2 前項の規定により会館を使用する者に応じた利用時間帯については、使用する者の年齢、使用の目的その他の事情を考慮して市長が定める。

3 市長は、第1項各号に掲げる場合の使用を妨げない範囲において、会館の多目的ホールを同項各号に掲げる場合以外の場合に使用させることができる。